

## 固定資産税(第2期分) 都市計画税

納期限は8月1日まで  
となっています。  
期限内に早目に納めま  
しょう。

# 市報

No. 570  
昭和58年

(毎月1日発行)

発行所 佐賀市役所(電話代表243151)  
〒840 佐賀市営町1番1号

〒840 佐賀市栄町1番1号

編集人 総務部長

	人 口	168,335人	前月比
6月1日	男	80,401人	+124
現 在	女	87,934人	+108
	世 蕃	54,491	+170



# なつ, ナツ, 夏!!

なつ、瀬木高小 小学校（内田義雄） 中でも、高木瀬木で  
校長、千六百三十人（一人）では、真新しい  
児童たちの歓声があがりました。この  
のブームは、老朽化したものを作り直し、三月十日に完成しました。  
総工費は約八千百万円、広さは今までのもの的一・五倍大ブーム（十五  
十五六七コース）と、低学年用の小ブーム（徒歩用）からなっています。  
また、ブームサイドにはすべり止めのために、市内小・中学校では初めて樹脂モルタルを使用しています。  
夏休みには体を鍛え事故のないよう気にすごしましよう。

A black and white portrait of an elderly man with glasses, wearing a white shirt and tie. He is looking slightly to the left. The background is a light-colored wall.

特に現在の老人福祉は欠けているのは老人の心理的な側面に対する配慮で、そこからしても、今回の企画は、お年寄りの孤独感を解消し、役割意識を温め、支えるものとして大いに期待しております。

どうか今後一層、老人クラブ会員の皆さんを始め、老人を取り巻く人びとの理解と充分なるご協力をくれぐれもお願いしてま

# 河川愛護月間

7月21日より遠距離電話料金を値下げ!!

距 離	対 地	現 行				改 定					
		昼 間		夜 間		深 夜		昼 間		夜 間	
		午 前 8 ~ 7	午 後 午 後 7 ~ 9	午 前 6 ~ 8	午 後 9 ~ 6	午 後 午 前 9 ~ 6	午 前 8 ~ 7	午 後 午 後 7 ~ 9	午 前 6 ~ 8	午 後 9 ~ 6	
320km~500kmまで	岡 山	4 秒(450円)	7 秒 (260円)	8.5秒(220円)			4.5秒 (400円)	7.5秒 (240円)	8.5秒 (220円)		
750kmま で	大 阪	3.5秒(520円)	6 秒 (300円)	8 秒(230円)							
750kmを超えるもの	東 京	3 秒(600円)	5 秒 (360円)	7.5秒(240円)							

・( )内は3分間通話した場合の料金です。

- ・(一) 内は3万円通話した場合の料金です。
- ・日曜・祝日の60kmを超える昼間については夜間の料金が適用されます。

佐賀電報電話局  
お問い合わせ番号 22-2222(無料)

**新登場** 先進の多機能電話機  
メモリー・プッシュホン!!

- 30か所のあて先にボタン1つでダイヤルできます。
  - ダイヤルした番号をデジタルで表示します



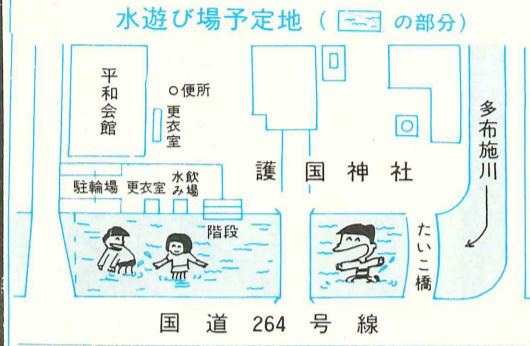
区分 種類	使用料	工事費
本電話機	1,300円	他の受話機から 取り替える場合 新設の場合 2,000円 80,300円

# 多布施川で遊べる!! 水遊び場の準備進む

市では、護  
国神社(川原  
町)東側の多  
布施川を夏  
休み中の七月  
二十一日から  
八月三十一日  
まで(盆の期  
間中を除く)  
水遊び場とし  
て子どもたち  
に開放するた  
め、準備を進  
めていきます。  
川を南北百  
メートルにわたって  
石やガラス片  
などを取り除き砂を入れ  
替え、神社側のご協力で川  
岸には階段を設け、便所、  
水飲み場、更衣室を造る予  
定です。利用時間は、毎日  
午前十時から午後四時まで



(工事中の子供たちの水遊び場)



市では、護  
国神社(川原  
町)東側の多  
布施川を夏  
休み中の七月  
二十一日から  
八月三十一日  
まで(盆の期  
間中を除く)  
水遊び場とし  
て子どもたち  
に開放するた  
め、準備を進  
めていきます。  
川を南北百  
メートルにわたって  
石やガラス片  
などを取り除き砂を入れ  
替え、神社側のご協力で川  
岸には階段を設け、便所、  
水飲み場、更衣室を造る予  
定です。利用時間は、毎日  
午前十時から午後四時まで

市では、護  
国神社(川原  
町)東側の多  
布施川を夏  
休み中の七月  
二十一日から  
八月三十一日  
まで(盆の期  
間中を除く)  
水遊び場とし  
て子どもたち  
に開放するた  
め、準備を進  
めていきます。  
川を南北百  
メートルにわたって  
石やガラス片  
などを取り除き砂を入れ  
替え、神社側のご協力で川  
岸には階段を設け、便所、  
水飲み場、更衣室を造る予  
定です。利用時間は、毎日  
午前十時から午後四時まで

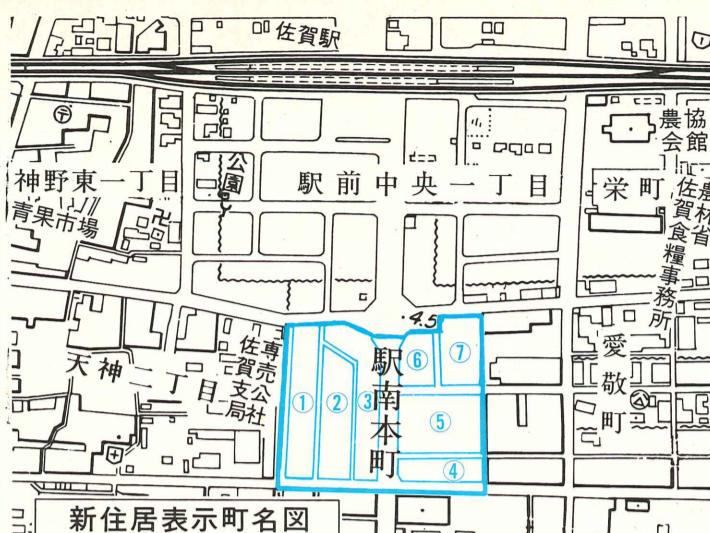
市では、護  
国神社(川原  
町)東側の多  
布施川を夏  
休み中の七月  
二十一日から  
八月三十一日  
まで(盆の期  
間中を除く)  
水遊び場とし  
て子どもたち  
に開放するた  
め、準備を進  
めていきます。  
川を南北百  
メートルにわたって  
石やガラス片  
などを取り除き砂を入れ  
替え、神社側のご協力で川  
岸には階段を設け、便所、  
水飲み場、更衣室を造る予  
定です。利用時間は、毎日  
午前十時から午後四時まで

## 小・中学校の児童・生徒の 保護者のみなさんへ

市からのお願い  
小学校四年生以下は生徒  
二人までにつき父兄一人、  
幼稚園は一人につき父兄一人  
の同伴とし、幼稚園は浮袋を  
使用するようお願いします。

衛生設備器具・  
薬品等の訪問販  
売にご注意を!

委員会庶務課(24)315  
内線413)へ。



## 8月1日から「駅南本町」に 神野町・唐人町の町名が変わります

神野町、唐人町の町名が

に変わります。

新住居表示実施後は、次

のことご注意ください。

新しい個人の住所や法人

の所在地の表し方

のもの

市役所で自動的に変えら  
れるもの

たるもの

不動産登記簿の所有者の

住所、法人登記簿の会社等

の所在地および役員の住所、

免許・許可・認可(運転免

許証、営業許可証など)

のもの

登記簿、台帳。

公簿、台帳。

みんなで手続きしてい

ます。

たまに

家屋や事務所等の新築や

改築をしたときは住居番号

をつける必要がありますの

で、市民課へ届け出でくだ

さい。

表示板紛失のときは

が一世帯に二十枚配布され

ます。

建物の新築・改築の届け

料交付します。

なお、土地や建物の表示

番号板が脱落し、または

紛失したときは市民課で無

し

出

ます。

庭に配布します。

準備の都合等により事前

に住居番号を知りたい方は

市総務課までご連絡くださ

い。

住居表示についての詳

いことは総務課庶務係(24)

3151内線152・1

53)へお問い合わせくだ

さい。

新住居表示の通知書を各家

で地番が変わることがあ

ります。(神野町と唐人町が

一つの町となるため)。

また、関係地区の方には

実施前(八月一日まで)に

新住居表示の通知書を各家

で地番が変わることがあ

ります。

出

ます。

家屋や事務所等の新築や

改築をしたときは住居番号

をつける必要がありますの

で、市民課へ届け出でくだ

さい。

表示板紛失のときは

が一世帯に二十枚配布され

ます。

建物の新築・改築の届け

料交付します。

なお、土地や建物の表示

番号板が脱落し、または

紛失したときは市民課で無

し

出

ます。

庭に配布します。

準備の都合等により事前

に住居番号を知りたい方は

市総務課までご連絡くださ

い。

住居表示についての詳

いことは総務課庶務係(24)

3151内線152・1

53)へお問い合わせくだ

さい。

新住居表示の通知書を各家

で地番が変わることがあ

ります。

出

ます。

家屋や事務所等の新築や

改築をしたときは住居番号

をつける必要がありますの

で、市民課へ届け出でくだ

さい。

表示板紛失のときは

が一世帯に二十枚配布され

ます。

建物の新築・改築の届け

料交付します。

なお、土地や建物の表示

番号板が脱落し、または

紛失したときは市民課で無

し

出

ます。

庭に配布します。

準備の都合等により事前

に住居番号を知りたい方は

市総務課までご連絡くださ

い。

住居表示についての詳

いことは総務課庶務係(24)

3151内線214)へお問い合わせください。

新住居表示の通知書を各家

で地番が変わることがあ

ります。

出

ます。

家屋や事務所等の新築や

改築をしたときは住居番号

をつける必要がありますの

で、市民課へ届け出でくだ

さい。

表示板紛失のときは

が一世帯に二十枚配布され

ます。

建物の新築・改築の届け

料交付します。

なお、土地や建物の表示

番号板が脱落し、または

紛失したときは市民課で無

し

出





のほど今年  
二回目の会  
合がありま  
した。毎回  
二百人程の  
人たちが集  
まり、校区  
総ぐみで  
非行のない  
町づくりを  
親たちが、  
と子を持つ  
青少年対策  
協議会、公良館、P.T.A.  
自治会を中心に、熱心に話  
し合いを行っています。今  
年で三年目になり、過去の  
成果をふまえて、今年は具  
体的な組織づくりで行動に  
移したいとしています。

地区からこのほど市に観光案内  
板が寄贈され、佐賀駅南口に設  
置されました。縦一・三、横  
一・五、のステンレス製にクス  
の木、ムツゴロウなどがイラス  
ト風に描かれて訪れる人たちを歓  
迎しています。

**観光案内板を寄贈**

受付は七月六日～十四日。  
第一次試験は十月二日、受  
験申込書の請求お問い合わせ  
は佐賀税務署（云2216）へ。

61) 保 健

△対象者は、一期（二歳）か  
ら四歳未満の児童。二期（二  
歳）から五歳未満の児童。

△一期終了後一年を経過した  
二歳から五歳未満の児童。

△日程は七月二十一日～二十二日、八月  
十六日～十七日、九月十三日～十四日。時間はいずれも午後一時半から三時まで。

△場所は市役所地下医療保健室。母子健康手帳と印鑑を持参ください。当日は家庭

で体温を測定し予診票に記載して、保護者が会場へお

づれください。くわしくはくわしくは

も午後一時半から三時まで、も午後一時半から三時まで、

も午後一時半から三時まで、も午後一時半から三時まで、